

## 令和2年度（6月） 第2回浜北区協議会 次第

日時：令和2年6月25日（木）午後1時30分から

会場：浜北区役所 大会議室（なゆた・浜北3階）

### 1 開 会

### 2 議 事

#### (1) 協議事項

ア 浜松市文化財保存活用地域計画の策定について(中間報告) **【資料1】**

イ 浜北第3分団庁舎・北浜小学校放課後児童会の複合施設について **【資料2】**

### 3 その他

#### (1) その他

・前回の質問事項（病院前救護所医療資器材等管理更新事業）について **【資料3】**

#### (2) 次回開催日程について

### 4 閉 会

## 区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項	<input checked="" type="checkbox"/> 協議事項	<input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	浜松市文化財保存活用地域計画の策定について（中間報告）		
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>本市の文化財施策に係る総合計画として、文化財の保存活用に関する基本方針や、今後 10 年間を目安としたアクションプランを示すため策定するもの</p> <p>背景：平成 31 年 4 月の文化財保護法改正に伴い、各市町村が保存活用地域計画を作成し、国へ認定申請ができるようになった。当該計画が認定されれば、国庫補助金の交付が円滑になる等、優遇措置が受けられる。</p> <p>経緯：平成 30 年度から土地政策課とともに「歴史的風致維持向上計画（歴史まちづくり計画）」の策定作業を進める中で、文化財保存活用マスタープランの必要性が浮上した。</p> <p>平成 31 年度からは、法の改正内容も踏まえ、計画策定に関する情報収集や基本方針の検討を行う傍ら、文化庁との事前協議を進めている。</p>		
対象の区協議会	全区の区協議会		
内 容	<p>1 文化財保存活用地域計画の位置づけ【別紙 1】</p> <p>2 文化財保存活用の基本方針【別紙 2】 文化財に係るコミュニティの維持と地域の再生を応援するため、4つの「支援」を進めていく。 ①調査研究 ②保護修理 ③公開活用 ④協働創造</p> <p>3 関連文化財群と文化財保存活用区域【別紙 3】 個別の文化財をまとめ、歴史・文化のストーリー性を重視して活用するため、4つの「関連文化財群」を設定するとともに、重要な文化財が集中する地域を4つの「文化財保存活用区域」として整備を進める。 関連文化財群：古墳、城郭、秋葉、芸能 文化財保存活用区域：浜松中心区域、表浜名湖区域 奥浜名湖区域、天竜二俣区域</p>		
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	<p>令和 2 年度：パブリックコメントの実施 計画策定</p> <p>令和 3 年度：国認定申請</p>		
担当課	文化財課	担当者	小松 弓美 電話 457-2466

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

### 文化財保存活用地域計画の位置づけ

文化財保存活用地域計画は、本市の文化財施策に係る総合計画。計画策定中の歴史的風致維持向上計画（歴史まちづくり計画）と内容の整合を図るとともに、個別文化財の保存活用計画の策定を進め、着実な文化財の次世代継承を目指す。



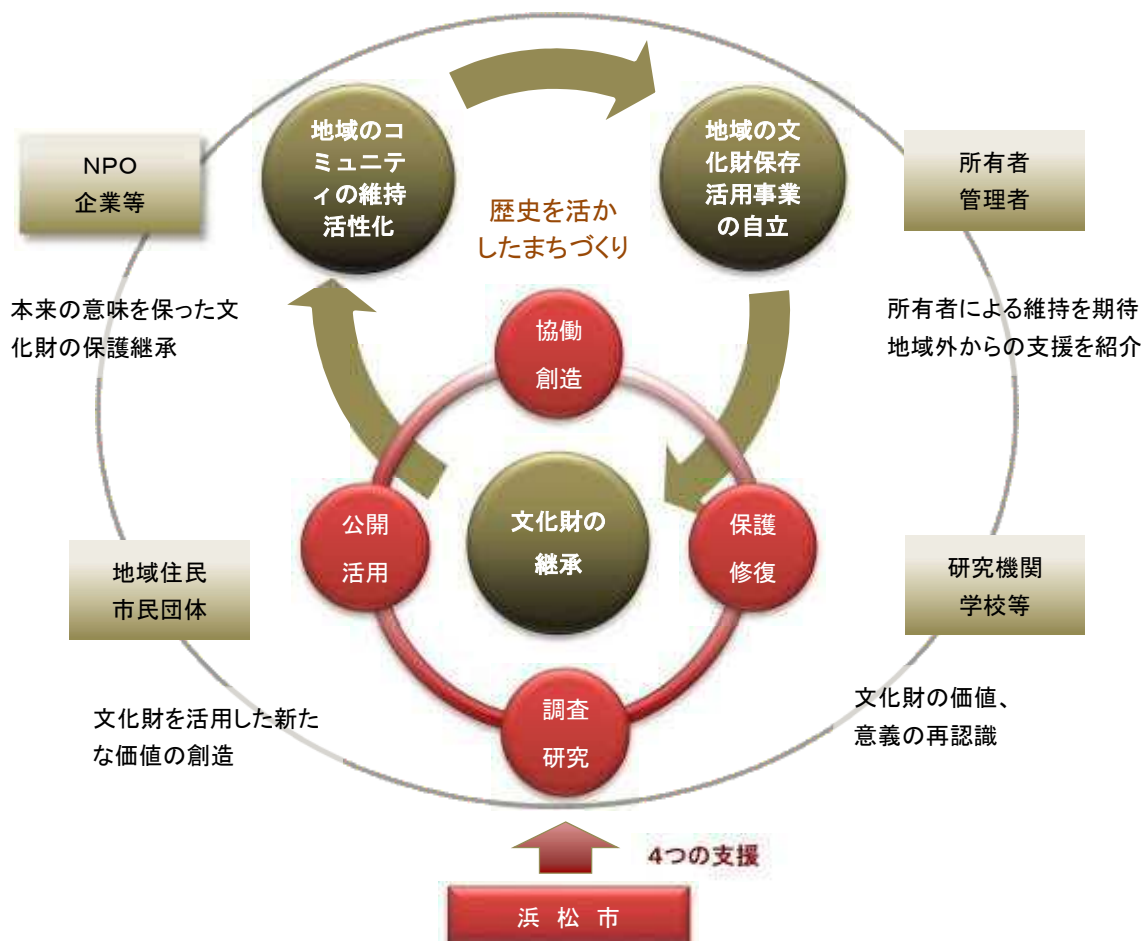
文化財保存活用地域計画：市町村が策定する文化財保存活用の総合計画。国の認定により、優遇措置が受けられる。【根拠法令：文化財保護法、主管課：文化財課】

歴史まちづくり計画：法律に基づき、歴史的風致の維持向上を目指す市町村が策定する。文部科学省、農林水産省、国土交通大省の認定を経て国からの支援が得られる。【根拠法令：歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）、主管課：土地政策課、文化財課】

個別文化財の保存活用計画：史跡名勝天然記念物や建造物など、物件ごとに定める保存活用の基本方針。国の認定により、優遇措置が受けられる。【根拠法令：文化財保護法、作成主体：個別の文化財所有者・管理者（文化財課含）】

## 本市における文化財保存活用の基本方針

本市は、文化財に係るコミュニティの維持と地域の再生を応援するため、文化財保存活用に関する4つの支援を進める。



## ●調査研究

- ▶文化財の特徴や地域で育まれた意味を明確にし、新たな価値づけに努めます。
- ▶文化財の意義を効果的に伝えるため、調査研究機能の充実を図ります。

## ●保護修復

- ▶文化財の指定・登録・認定制度を活用し、バランスのとれた保護事業を推進します。
- ▶所有者等と協力して文化財の保存修理事業を推進し、文化財の保護に努めます。
- ▶所有者と地域、関連団体が連携する文化財防災の体制を整え、災害に備えます。

## ●公開活用

- ▶教育や観光、産業等、多様な分野で文化財を活用できるよう、情報公開に取り組みます。
- ▶文化財保存活用計画の策定を進め、広く文化財に触れられる機会を提供します。
- ▶史跡整備をはじめとした歴史まちづくり事業を通じ、郷土への愛着向上に努めます。

## ●協働創造

- ▶文化財を通じた都市部と中山間地、三遠南信地域の交流を全市的に支援します。
- ▶市民や関連団体等との協力を深め、地域総がかりで文化財の継承に努めます。
- ▶文化財ボランティアや関連団体等の活動を応援し、新たな文化創造を推奨します。

関連文化財群と文化財保存活用区域

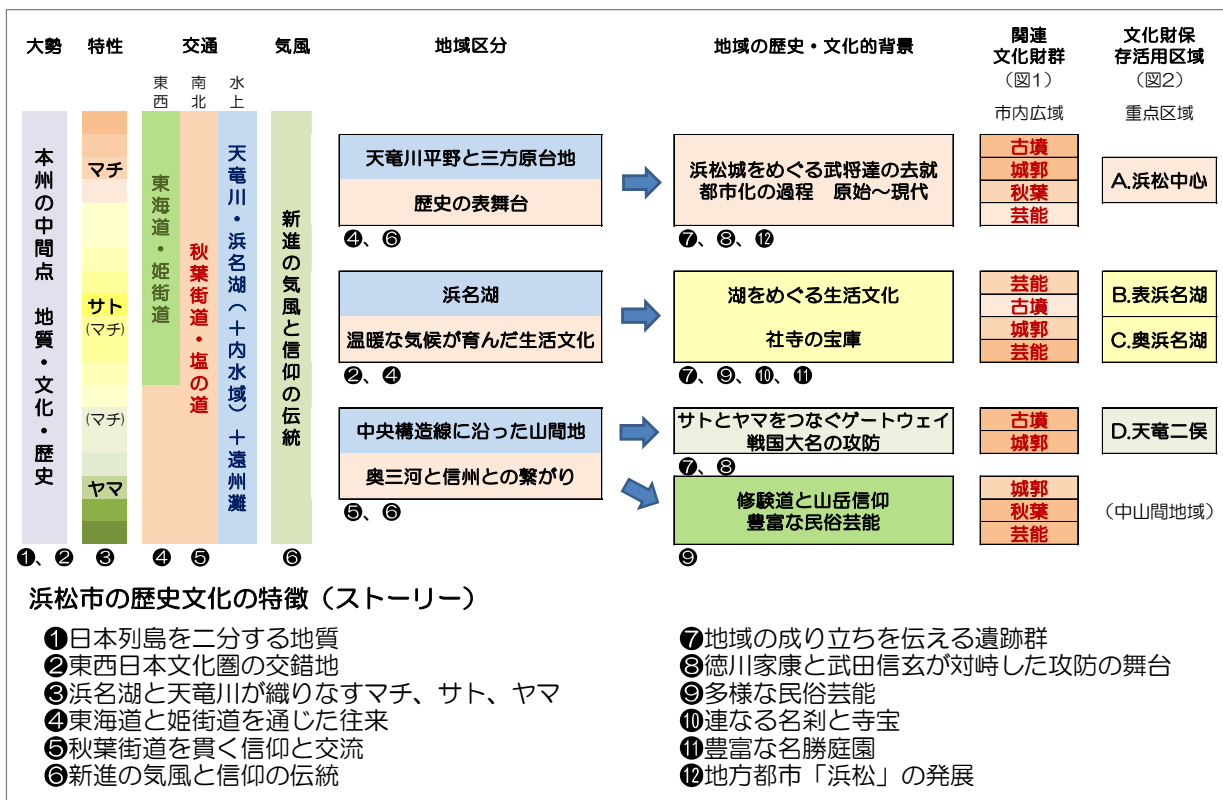


図1 関連文化財群

(1:古墳、2:民俗芸能、3:城郭、4:秋葉信仰)



図2 文化財保存活用区域

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜北第3分団庁舎・北浜小学校放課後児童会の複合施設について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜北第3分団庁舎（浜北区小林 386-2）は築後40年以上（昭和55年建築）経過した建物であり、耐震性が低いとともに、現管轄区域内での用地確保が困難な状況にある。</li> <li>・北浜小学校放課後児童会の現在の定員は70人であるが待機児童が発生しており、施設整備による定員拡大が必要である。</li> </ul> <p>&lt;経緯&gt;</p> <p>消防団施設及び放課後児童会施設について、お互いの公有財産を有効に活用するため、主な活動時間に着目し、敷地や建物を可能な限り共有する「複合施設」として整備することで消防団庁舎の機能強化及び放課後児童会の待機児童の解消を図っていく。</p>				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	<p>浜北第3分団庁舎・北浜小学校放課後児童会の「複合施設」について協議するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設規模：軽量鉄骨造2階建 延面積約310㎡</li> <li>2 用途概要：庁舎1階 平日放課後は放課後児童会 平日夜間・日祝日は消防団 庁舎2階 放課後児童会の専用室</li> <li>3 移 転 先：浜北区横須賀 800-1 北浜小学校敷地</li> <li>4 事業スケジュール 令和2年度：実施・解体設計、地質調査、敷地測量等 令和3年度：建設工事 令和4年度：複合施設運用開始 敷地測量・解体工事（既存消防団庁舎）</li> </ol>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	消防総務課 教育総務課	担当者	宮本忠明 渡邊 仁	電話	475-7523 457-2406

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

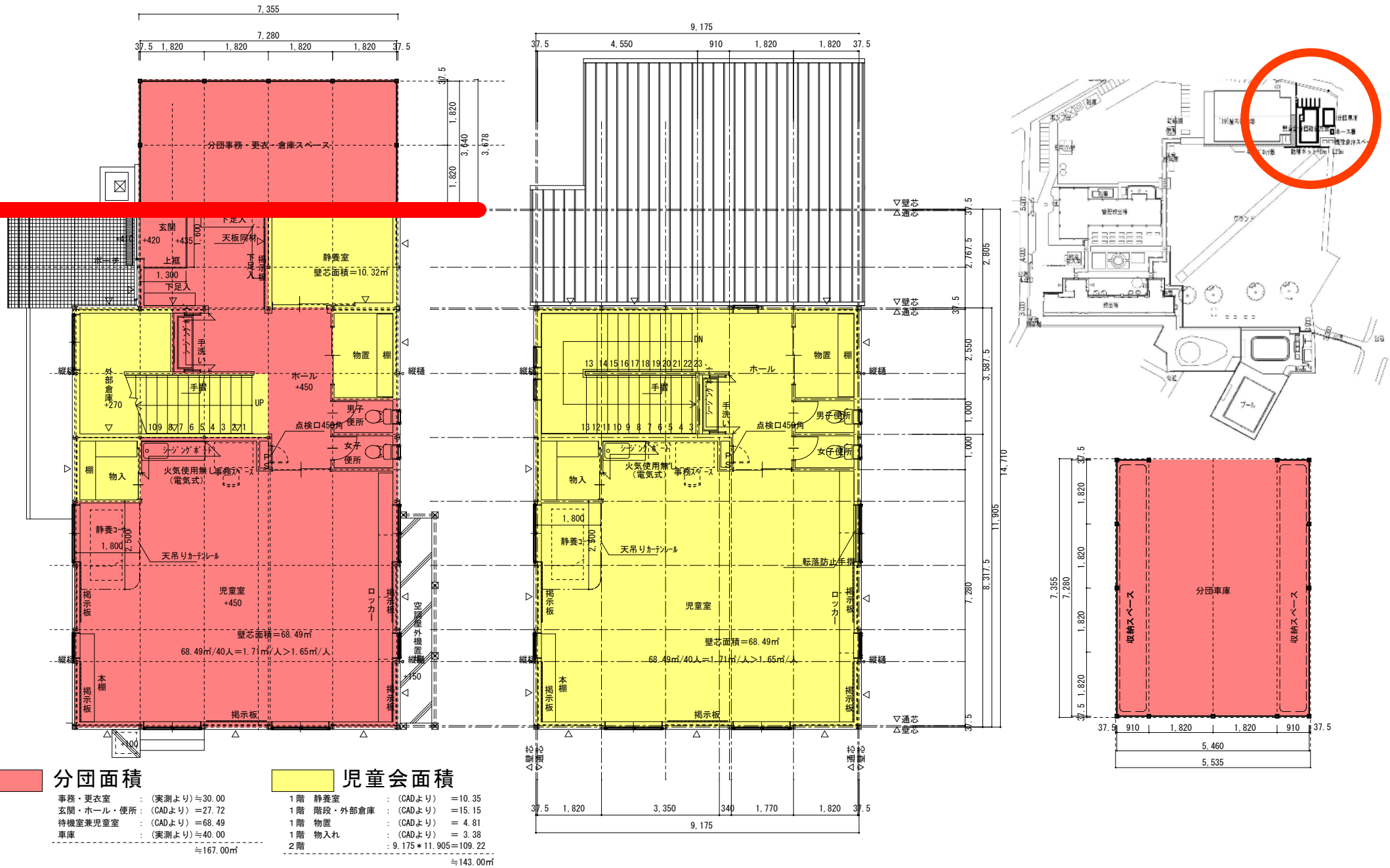




複合施設建設予定位置

既存の放課後児童会

50 m  
1:900



— 浜北第3分団庁舎・北浜小学校放課後児童会の複合施設【イメージ図】 —



# 浜北第3分団庁舎・北浜小学校放課後児童会複合施設 建設事業 スケジュール

令和2年5月14日現在

		令和元年度												令和2年度												令和3年度												令和4年度																																			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																								
新庁舎建設 (消防総務課)	消防団説明													2/13 団長説明																																																											
														2/25 団本部会議、支団長説明																																																											
														分団長、方面隊長説明	3/5																																																										
														支団本部、分団長ヒアリング	3/17																																																										
	地元説明	(浜北区協議会 主要事業説明) 2/27												・自治会説明													・保護者説明													浜北区協議会	・工事概要、工事車両の周知													浜北区協議会	・工事概要、工事車両の周知																		
														北浜小調整(再)																																																											
														学童保育																																																											
	基本構想	市 内部調整												2月議会																																																											
													2/19																																																												
													北浜小調整																																																												
測量登記													測量・分筆登記																																				測量(既敷地)																								
地質調査													発注	地質調査																																																											
実施設計 (改築・解体)													発注	実施設計(建設・解体)																																				発注													※ 解体工期等の見直しありの場合										
改築工事																																					発注	建設工事												新庁舎運用開始												・引越し、落成式											
解体工事																																																	発注	解体工事																							

# 大規模災害時の医療救護体制について 浜北区の体制

浜松市健康福祉部健康医療課

従来の計画 市内で震度6弱の揺れを観測



地区防災班員（市職員）、  
医療班、歯科医師班、薬剤師班  
が応急救護所に参集

阪神・淡路大震災を踏まえ策定された、静岡県医療救護計画の指針により市の計画を策定し、医療関係団体と協定を締結<sub>1</sub>

## 課題

- 医療関係者は、勤務場所と住居が異なる人が多い  
⇒休日、夜間ではすぐに救護所に参集できない
- 開業医の高齢化  
⇒少人数での医療救護活動は負担が大きい
- 発災直後の医療は、外科的処置が中心  
⇒内科系の開業医では重傷者の処置は難しい
- 応急救護所も被災する  
⇒まず建物の安全確認を行う必要がある
- 実行性のある体制を計画にしておく必要がある  
⇒災害拠点病院を中心とした計画が主流

## 過去の震災を踏まえると

- 被害規模への影響は、震度(揺れの大きさ)ではなくマグニチュード(エネルギー・揺れの長さ)  
⇒被災状況に応じて対応
- 地震は昼夜休日問わず、いつ起こるか分からない  
⇒時間帯によって、すぐに応急救護所を開設することは難しい
- 市職員、医療関係者も被災する
- 負傷者の9割は軽症者
- 24時間医療従事者が勤務しており、耐震性の高い災害拠点病院が医療の中心  
⇒浜北区では浜松赤十字病院

3

## 災害時の医療

大規模災害時における医療は？



一人でも多くの生命を救うことが目標

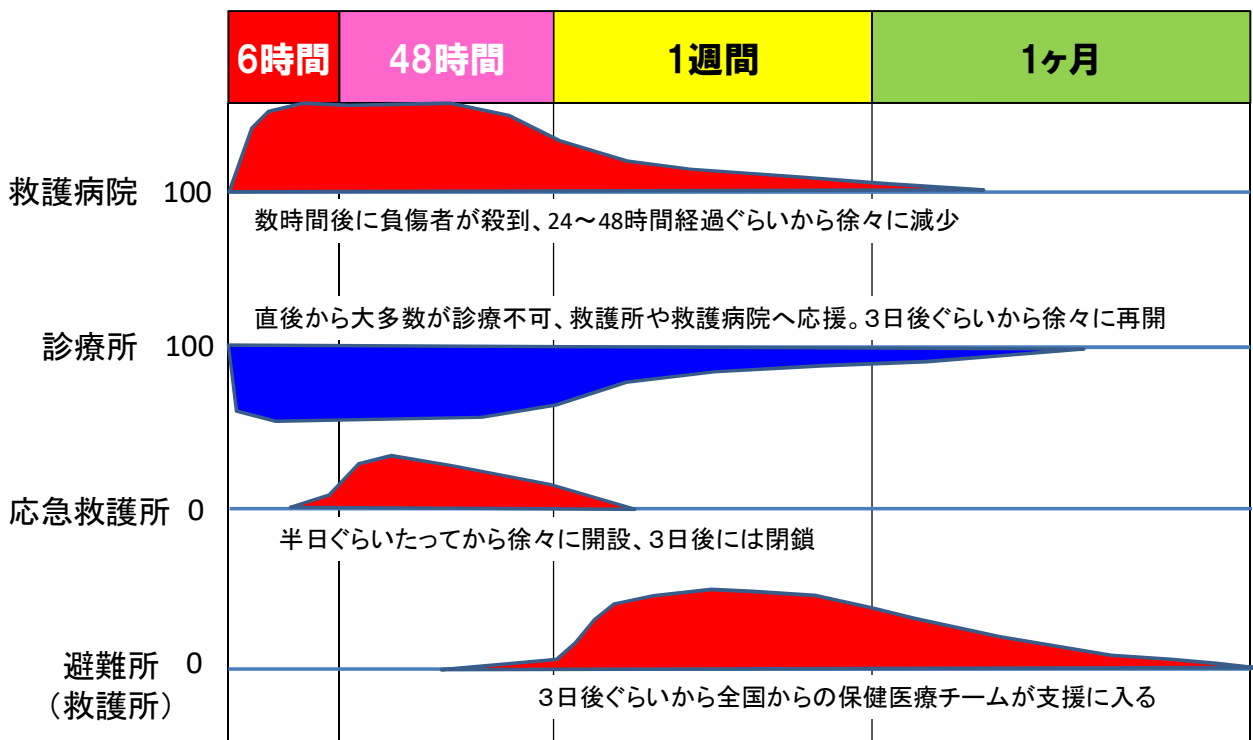


重傷者の治療を最優先  
軽傷者の治療は最後

確実に医療を提供できる場所に重傷者を集める

4

## 時間経過とともに変わる医療提供



5

## 一人でも多くの生命を救うための体制

- 重症者の治療を最優先とする体制  
⇒ 発災直後は浜松赤十字病院に医師を集約
- 応急救護所には、歯科医師班、薬剤師班が参集し、簡易トリアージ(誘導)や応急手当を行う  
⇒ 重傷者はすぐに救護病院へ  
⇒ 簡単な応急手当は自助・共助で行う  
⇒ 応急救護所数の変更なし
- 浜松赤十字病院の対応が落ち着いたら、医師はチームを組んで応急救護所へ移動
- 3日目以降は市外からの応援医療チームを中心とした避難所への巡回診療

6



## 災害医療で重要となるテーマ

### ■ クラッシュ症候群への対応

- 医療関係者だけでなく、行政、消防、自衛隊、ボランティアも知っておく必要がある

### ■ 市民の力

- 共助、搬送

7

## 市民トリアージの役割

- トリアージは医師や救急隊の仕事
- 市民はトリアージを受ける側
- 大規模災害時は被災現場に医師や救急隊がすぐに駆け付けることができない
- 被災現場で市民が軽傷者をより分けることができれば、重傷者はより早く病院に運ばれることになる

市民トリアージ = 搬送トリアージ

8

# 市民は具体的には何をする？

- 手や足を2時間以上はさまれていたら救護病院（総合病院）へ誘導する
- 歩けないけが人を優先的に救護病院へ誘導する
- 救護所が開設されたら軽傷者を誘導する

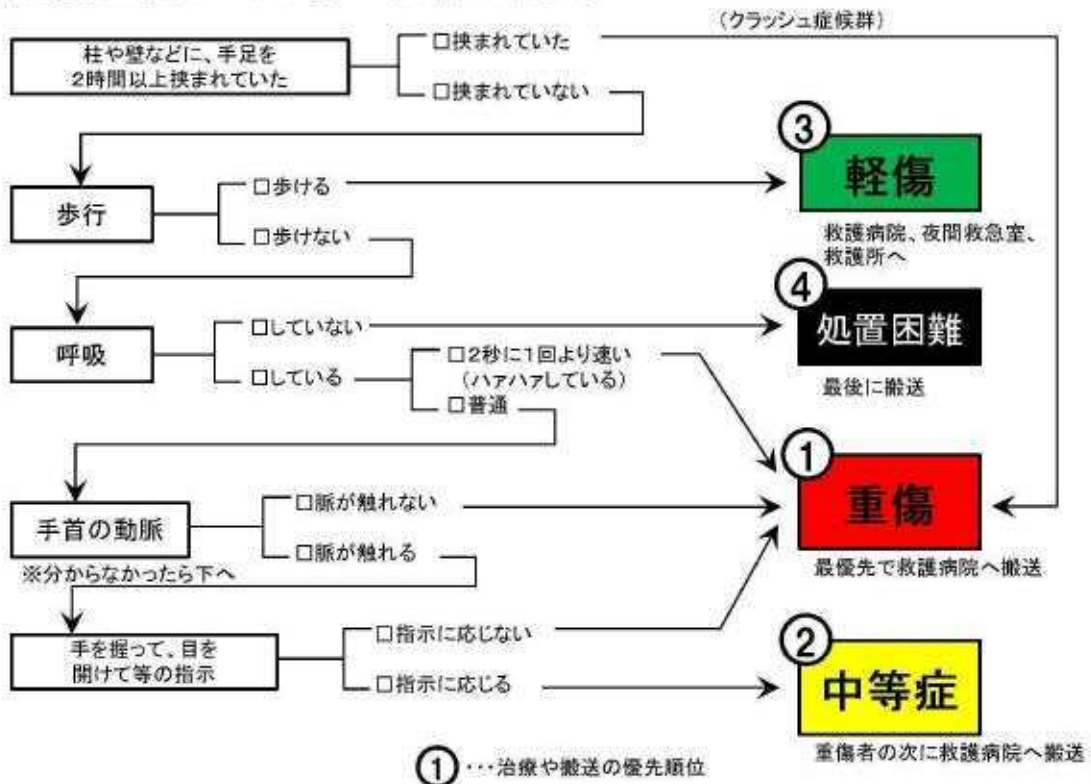
**一人でも多くの命を救うことが目的**  
**・・・軽傷な人ほど大きい声**

阪神淡路大震災では、声の大きい軽傷者の治療が優先されてしまった・・・もっと救える命があった

9

## 【搬送優先度チェック】

誘導に従いチェックし、①～④のいずれかに至った時点で終了  
 ○で囲んでください。



10

## まとめ

- 市民はトリアージと呼ばなくて良い
- バイク、自転車、徒歩で車が通れる道を探し、車での搬送をまず追及する
- 軽傷者を身近なもので応急手当  
(直接圧迫止血法、ラップ療法、骨折の固定など)  
(応急手当し、ある程度時間が経ってから医療機関へ)
- 市民トリアージ(搬送トリアージ)は医療行為ではない ⇒責任を負わない
- 浜松市防災ホッとメールの登録を！



entry@city-hamamatsu.jp

11

## 浜北区病院前救護所医療資器材等 管理更新事業

- 応急救護所数の変更なし(浜北区内7ヶ所)
- 新たに浜松赤十字病院前に病院前救護所を設置
- 応急救護所で保管している麻酔薬等救急処置に用いる注射薬(薬局での取り扱いがないもの)等を浜松赤十字病院で保管管理
- 解熱薬や抗生物質等の医薬品については薬剤師班が薬局から持参
- 応急手当に必要な衛生資器材は引き続き応急救護所に保管

12